

令和4年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第2号）

令和4年9月5日（月）

午前 10 時 開 議

【再 開】	1
【会議録署名議員の指名】	1
日程第1 会議録署名議員の指名	
【一般質問】	1
日程第2 一般質問	
(1) 4番 山崎 邦 廣 君	1
(1) 多様な担い手による地域力維持について	
(2) 酪農の振興について	
(2) 9番 姉 帯 春 治 君	10
(1) 大雨災害状況について	
(2) 森林整備事業について	
(3) 5番 柴 田 勇 雄 君	18
(1) 決算から見た町財政運営の今昔と中期展望等について	
(2) 聴覚障がい者等への支援について	

令和4年葛巻町議会9月定例会議 会議録（第2号）

告示年月日	令和4年8月25日（木）					
再開年月日	令和4年9月2日（金）					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和4年9月5日（月） 開議10時00分 散会12時27分					
議員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅 遅刻 早 早退	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7		
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	姉帯 春治	○
	5	柴田 勇雄	○	10	高宮 一明	○
会議録署名議員	3 番	近藤 聖		6 番	鈴木 満	
会議の書記	議会事務局長	檜木 幸夫		議会事務局長補佐	金子 桂子	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町 長	鈴木 重男	農林環境エネルギー課長 兼農業委員会事務局長	服部 隆行
	副 町 長	觸澤 義美	建設水道課長	和野 康弘
	教 育 長	鹿崎 良宏	教育委員会教育次長 兼こども教育課長	松尾 さゆり
	農業委員会 会長	深澤 進	まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	松浦 利明		
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行		
	会計管理者兼 住民会計課長	坂待 典子		
健康福祉課長	触沢 誉			
議 事 日 程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり議事日程と同じである			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

(開議時刻 10時00分)

議長 (高宮一明君)

朝の挨拶をします。おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、3番、近藤聖君、6番、鈴木満君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。今回の定例会議には、3名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質問あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。

それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快にお願いします。最初に、4番、山崎邦廣君。

4番 (山崎邦廣君)

山崎でございます。私からは、2件の質問をい

たします。

1件目の質問は、多様な担い手による地域力維持について伺います。人口の減少や高齢化が進む地域の中で、身近な課題を解決したり、地域が持っている価値を高めるために、行政や住民、自治会や地元企業などの様々な人たちが協力をし合う地域力、これは今後地域の活性化には欠かせないものの一つと考えます。

本町では、人口の減少に伴う課題に対応するために様々な事業を重層的に展開をし、総合的に推進をしております。そこで質問の、多様な担い手による地域力の維持につきまして2点を伺います。

1点目の質問は、地域おこし協力隊についてであります。人口の減少や高齢化が進む地方において、地域外からの人材を受け入れ、各種の地域協力活動に従事している地域おこし協力隊は、本町では2017年に初めて協力隊員を受け入れてから5年が経過をいたしました。この間に町の多方面の事業推進に協力隊の皆さんの役割が果たされてきたと考えております。そして、新しく事業を起こす起業にもつながってきたところであります。また、この地域おこし協力隊については、協力隊インターンの創設など、国の制度も充実されてきているようではありますが、今後の推進の考え方を伺います。

2点目の質問は、子育て支援や通学の安全確保など、幅広い地域の担い手確保について伺います。地域の人口や年齢構成など、その規模にかか

ならず、地域を維持していくために必要と考えられる幅広い担い手、地域社会を支える子育て支援や通学の安全確保のほかに、自然環境の保全や地域文化の伝承、あるいは地域社会の再生、コミュニティ再生などに必要となる地域を支えている担い手を確保することについて、今後の考え方を伺います。

2件目の質問は、酪農の振興について1点を伺います。酪農経営に影響を及ぼす価格上昇を踏まえた今後の酪農振興についてであります。今年2月に欧州、ヨーロッパで発生し、半年が経過した現在も続いている他国への侵略事案は、海外からの輸入品の高騰を招く一因となっており、中でも酪農に関わる資材、配合飼料や肥料などの値上がりは、生乳の生産コストの上昇など、酪農経営に深刻な影響を及ぼしていると考えます。そして、この状況はいまだ先の見通しも難しい状況でもあります。このような異常とも言える現状を踏まえ、今後の酪農振興についてのお考えを伺います。

以上、質問2件につきまして、3点をお伺いいたします。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎邦廣議員の質問にお答えをいたします。多様な担い手による地域力維持につい

て、1点目の地域おこし協力隊についてであります。当町におきましては、観光プロデュースや特産品開発、寄宿舍ハウスマスターのほか、今年度は隊員自らが活動内容を企画する企画提案型での公募など、町の課題解決に向けた分野に対し、これまでに13名の隊員が着任、現在は5名の隊員が活動しております。

隊員の活動任期でございますが、1年以上3年未満であります。任期後の起業に向けた準備や、あるいは副業、新たな就労先の求職活動などに取り組めるよう活動時間にゆとりを設けるとともに、地域活動などを通して着任先の地域に定着、定住できるよう、町では多くの支援をしているところであります。

任期を終えた隊員におきましては、引き続きその任務を継続しての起業や就職などで、その地域に定着、定住していただけることが望ましいことではあります。当町におきまして任期を終えた隊員2名が町との関わりを継続しており、うち1名が町内で起業し、定住している状況であります。

本制度の最大の目的は、都市部から地方へ定着、定住を促し、地方の人口減少、労働力不足などを解決することではありますが、当町においては任期終了後の定着、定住が大きな課題であり、起業、就労に向けたサポートを含めた受入れ態勢の強化を図る必要があると認識をいたしております。

国では、今後も本制度を推進し、令和6年度に

は全国で8,000人が活動する規模にすることを目標として掲げているところであり、町でも積極的に制度を有効活用していきたいと考えているところでもあります。特に地域資源を生かした物づくりやデジタルを活用した地域課題解決など、新たな働き方、あるいはこれまで地域になかった就労形態などを取り入れるなど、広く外部人材を確保できるよう取組を推進してまいりたいと考えております。

あわせて、任期終了後におきましても、一人でも多くの隊員が地域を支える人材としてしっかりと町に定着、定住できるよう、着任前、着任中、着任後のそれぞれのフェーズに応じたサポートを引き続きしてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、2点目の子育て支援や通学の安全確保など、幅広い地域の担い手確保についてであります。町では、平成2年度以降、行政区や小学校区などを基本の枠組みといたしまして、新たな組織として町内に自治会あるいは町内会などを結成していただいているところでもあります。それぞれの地域活動の充実のみならず、行政との連携強化がなされてきたところでもあります。

その後、複雑多様化する行政ニーズを行政と住民の皆さんが連携しながら取り組んでいくために、平成19年度に協働のまちづくり、平成28年度には新たに作成した町総合計画において協働のまちづくりをさらに進化させた、共につくる共創のまちづくりの考えに基づき取り組んでいる

ところでもあります。

一方で、自治会が結成された平成2年と比較しますと、令和2年の人口は4割減の約5,900人に現在なっているものであります。高齢化率につきましては、30ポイント増の47.2%となっており、自治会活動をはじめとする様々なコミュニティ活動において、担い手が不足している現状であることを認識いたしておるものであります。コミュニティ活動の衰退は、地域づくり、まちづくりに大きな影響を与えるものでありますので、地域の皆さんの声をしっかりと受け止めるとともに、行政として可能な限りの支援を講じてまいりたいと考えております。

あわせて、移住、定住の取組の推進はもとより、交流人口や関係人口を拡大、強化し、新たな地域との関わり方を取り入れることで、これまでにない別な形での担い手確保を検討していくことも重要であると、そのように考えております。

しかしながら、1つの町だけで課題を解決する、大変厳しい状況にもあるものであります。これまで多くの施策を取り入れながら、他の市町村にない新たな取組を毎年高めながら、深めながら、継続をしているところではありますが、なかなか大きな実績を伸ばすということにはなりづらい状況にあるものであります。しかしながら、着実に実績は出てはきております。

そうしたときに、町行政、基礎自治体のみだけではなくて、今後におきましては国の制度改正、

あるいは新たな法の整備、町で限界がある部分は国に対しての理解も今後求めていかなければならないものと、そのように感じているところであります。

次に、2件目の酪農経営に影響を及ぼす価格上昇を踏まえた今後の酪農振興についてお答えをいたします。町の基幹産業である酪農は、先人のたゆまぬ努力により、明治25年の乳牛導入以来、本年で130年の節目を迎えたところであります。

一方で、近年では少子高齢化による後継者や労働力の不足、これに起因して生乳生産量や酪農家の減少が続いておりましたが、平成26年度に100年先まで維持する酪農業の実現を目指した新葛巻型酪農構想を策定し、基幹産業の酪農で農山村のモデルを確立する取組を進めているところであります。

しかしながら、世界人口の増加や新興国の経済発展による需要増のほか、原油価格の高騰、急激な円安、ウクライナ情勢による飼料穀物価格の上昇などにより、酪農経営はこれまでにないほど経営が圧迫しており、取り巻く環境はより一層厳しさを増している状況でございます。

これまで町では、足腰の強い酪農経営体を確立するため、耕作放棄地の解消や農地の有効活用の推進、家畜排せつ物の適切な利用による循環型畜産の推進などにより、自給粗飼料の生産性の向上に取り組んできたところであり、改めてこれら取組の重要性を感じたところであります。

そうした中、価格上昇に対する対策としまして

は、短期的な対策としまして生産資材に係る助成、長期的な対策としましては自給飼料のさらなる生産性の向上を図るための装置更新事業をそれぞれ検討しているところであります。

町では、こうした社会情勢に影響されない安定的な生産環境を整えていくとともに、生産物の高付加価値化あるいはブランド化をより一層進めることで経営の安定化を図り、地域経済を牽引する町の基幹産業として、さらなる成長を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それでは、さらにお伺いをいたしたいと思えます。

まず1件目の、多様な担い手による地域力維持であります。1点目の地域おこし協力隊、ただいまは制度の有効活用を核としてまず進めていくというお話でございました。それで、現在5名の隊員の方が活躍しておられると。この隊員の任期の期間中での連携であります。仕事の方はそれぞれの隊員の持つ独自のネットワーク、つながりがあると思えます。こういったネットワークにつきましても、市の魅力発信など、より細やかな情報発信の期待も持たれますが、このところにつきましてものお考えをお伺いしたいと思います。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまのご質問にお答えいたします。まず1つとして、隊員の任期期間の連携ということの視点から、いわゆる隊員同士の横のつながりというのは大変重要な要素と考えて、隊同士のコミュニティーが広がることで仲間意識の深まり等が考えられ、任期後の定住につながるものとまずは考えております。それらにつきまして、職員間のつながりをつくっていくため、各種違った任務で就いている方々、時間も違ったりとか、勤務場所も違うことから、やはり研修等で一緒になることはあるんですが、なかなか一緒になることがないということを踏まえまして、経験者である協力隊が今1名OBとしております。その方も含めて、採用支援を今後お願いする中にフォロー業務、いわゆる協力隊方の連携を取り持っていて、アフターフォローというか、中間フォローをする。今は、我々職員の立場でやっているんですが、そういった先輩OBも含めて、横のつながりをつくっていくということが1つは大事であると考えております。

もう一つ、情報発信という部分でご質問ありました点についてお答えさせていただきますと、協力隊の任務の中に、その他の地域活動というのがありまして、いわゆるフェイスブック、ブログな

ど、SNS等による情報発信、あるいはチラシを作ったり、そういった部分のアナログ的なものもありますが、そういったことで自身の活動の様子や、町で地域活動をやった活動の様子などを紹介するといったことが新しい移住者目線での情報発信という面で、新たな気づき、魅力の発見、発信につながるということで認識しております。そういった隊員の情報発信から町の魅力がアップし、関係人口の増加や移住を考える方々にも好感を持ってもらえる効果もあるものと思って、隊員の情報発信活動には大いに期待を持っているもので、これからも進めていきたいということで推進を促している状況であります。

以上です。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それで、この協力隊の関係でもう一つお伺いしたいのがございます。隊員の任期が終了した後の連携でございますが、定住に向けた支援、起業のほかに住居、住まいの確保など、定住に向けた連携もあるかと思えます。先ほど町長のお話でありました多くの支援の中で、この部分も既に取り組んでいる部分あるかとは思いますが、定住に向けた支援についてのお考えを伺います。

議長（高宮一明君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

隊員の任期終了後の定着、定住あるいは起業等に向けた支援の具体的ななどということでご質問いただきました件について、お答えさせていただきたいと思います。

町長答弁でもありましたとおり、やはりしっかりと全ての隊員がこの葛巻に残っていただいて、定住、定着、あるいは職に就いていただいて、長く葛巻に住んでいただくことが本当の狙いであることには間違いございません。なかなかそういったことでは、これまでうまくいかなかったケースもありますが、私たちの今取り組んでいる状況として、任期終了後に、任期途中からでございますが、しっかりとその方が将来何を目指して、どのようなことで、当然やっている中で気持ちが変わったりとか、そういうふうな部分もありますが、しっかりとその進路方向に向けたフォローをやりながら、その方がその任務で就職を狙っているのか、あるいはその任務から起業を考えているのか、そういったことをフォローしながら、町の制度、起業制度、あるいは移住、定住に向けても多くの方々が定住住宅に住んでおります。5年の任期で、でなければあるいは延長7年でございますが、そういったときにしっかりと長期にわたって住めるような住居、例えば空き家なのか、民間のアパートなのかといったところ、また起業を意識する方においては、空き家などを空き店舗等に

して起業ができるようなといったところをフォローに回ったりとか、そういった隊員に、町長答弁でもありました町の政策で使える様々な補助を紹介して、その人に合った形で、ケース、ケースに合わせてそれらを紹介して、アプローチをして定住につなげるといったことも現在やっております。

先ほど起業している方1名ということがありました。その方についても、個人情報になりますので多くは語れないことではありますが、しっかりと葛巻で起業していただくことについて相談をしながら、空き店舗状況の紹介であるとか、定住に向けた空き家の紹介等させていただいている状況であります。

そのほかにも、やはり仕事のほかに大事な要素ということで、答弁でもお答えさせていただいた、やはりコミュニティーの形成、先ほどの横の連携といった部分ではありますが、仲間づくりや居場所づくりというのが定住にはとっても必要な要素だと思っておりますので、そういった地域住民とのつながりをつくるために活動中から支援を行うということで、自治体活動や、例えばDMO活動への参加を促したり、仲間づくりを地域住民ともしていただくような環境を進めることもしている状況であります。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それでは、1件目の2点目になるんでありますが、子育て支援や通学の安全確保などの幅広い地域の担い手確保のところでございますが、必要な時期に必要な担い手を確保すること、これは町の人口の推移を見ますと、なかなか将来困難な場合も出てくるのではないかと。

町長のお話にありました平成2年以降の自治会との新たな仕組み、連携、それから地域との連携、それから人口減少に伴う様々な課題に対する事業の推進、そういった中におきまして、人口の低下も緩やかになってきたような感じもいたしておりますが、そういった中におきまして、将来必要な時期に担い手を確保するのがなかなか難しい、困難な場合も生じてくるのではないかと考えます。

それで、一つの進め方ではありますが、地域の担い手、それぞれの適材適所の人材をあらかじめ登録しておいて、その中から順次お願いをしていく方法も考えられますが、この人材の登録、人材確保の対策の一つとして、どのようにお考えになるのかを伺います。

議長（高宮一明君）

総務課長。

総務課長（松浦利明君）

お答え申し上げます。様々な人材につきまして登録しておくような、そういうものが必要かとい

うお尋ねでございますが、現状の中で、例えば名簿を作ったりということはしておりませんので、今後必要になってくれば、そういった時期に考えることが必要かなというように思っているところでございます。

地域の中で、自治会はじめいろんな活動がございます。地域活動、それから団体活動、スポーツの活動とか、あるいは企業の活動とか、いろいろあるわけですが、そういった活動を盛んにすることとともに、そういった中でどのような人材があるかという情報を共有することが、地域の方と行政の方の中でいろんな活動に関する人材を共有することがまず一番大切じゃないかなというように思っておりますので、そういったところを中心に今後進めてまいりたいというように思っているところでございます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それでは、質問の2件目、酪農の振興であります。その中で、当面の対策になりますが、現在の物価の高騰に伴う酪農業の現状、認識はお話しのとおり同じでございます。

それで、肥料や配合飼料などの物価上昇であります。配合飼料はこの7月から9月期での供給価格の値上げのニュースが出ております。地域や畜種での差はあるようではありますが、過去最大の

上げ幅であった昨年、2021年の4月から6月期よりも大きな値上げ幅のようであります。物価の高騰に対応しながら、生乳の品質も確保していくことの困難や、乳用牛の育成、これは自家育成であったり、預託による育成、これは今後増加の可能性もございますが、乳用牛の育成にも影響が及んでいると思われま。農家経営への影響、これを緩和する緊急の施策、対策が急がれると思います。

質問であります、農家経営への影響、これを緩和する当面の対策につきまして、どのようにお考えになるでしょうか、伺います。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。農家経営を取り巻く状況につきましては、今議員おっしゃったとおりでございます。認識をしております。急激な円安の進行、それからウクライナ情勢の影響などをはじめとしました世界的な要因を受けまして、肥料、飼料、そして動力光熱費といった、いわゆる生産資材のほうがかつてないほど高騰してございます。農家経営に大きな負担となっているものと認識をしているところでございます。町内農家の方々からも、そういった厳しい経営状況を訴える声を伺っているところでもございます。

このような状況の中、ご質問の町としての短期

的な施策ということでございますが、町内に住所を有する税申告におきまして、農業所得を申告する方を対象にしまして、農業所得に係る経費のうち肥料費、飼料費、それから動力光熱費等のいわゆる生産資材、この3つにつきまして、令和3年から令和4年の上昇分、これにつきましては農林水産省で公表しております毎月の農業物価指数を用いたいと現在考えてございますが、この上昇分に対しまして、一定の割合により年度内に助成を行うことを検討してございます。

なお、具体的な制度設計につきましては、現在検討を進めている状況でございますので、そういった詳細が決定次第、皆様にお知らせをさせていただきたいと思っております。ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それでは、次は同じ点でありますけども、今度は中期、長期の関係でお尋ねをしたいと思います。

副町長にお尋ねをいたします。お話にありました中期、長期の対策になりますが、酪農業の経営の困難、この主な原因、コロナウイルスの流行からヨーロッパの事案、現在も続いておりますが、この状況で国で検討された支援、それによります

と、畜産飼料の価格高騰への緊急支援では、配合飼料価格安定制度、このうちの異常補てん金、これへの積み増し、それから肥料価格高騰への緊急支援では、前年度からの価格高騰分、肥料コスト上昇分の何割かを支援する、これは化学肥料の低減の取組と合わせたものようでございます。

中期、長期的な対策、外国への依存を減らしていくことだと思いますが、このような国の支援、価格や購入の実績を受けたものでありますので、その中の対応でございますので、長期的なことなると思いますが、こういった国の支援を受けてもなお、依然として価格高騰の影響は生じてくると考えております。国の支援が不足するような部分などもあるかと思えます。町からは、県や国への要望、様々な場において要望が行われているところではあります、町として中期、長期の酪農経営の安定につながる施策、具体的なお考えをお伺いしたいと思います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、副町長からお答えいたします。中長期的な観点からの経営安定といえますか、これに結びつくような対策ということでございます。先ほど議員さんからもお話ありますように、現在の国、県の支援対策を見ますと、国のほうとしては配合飼料の価格の高騰緊張対策、それから肥料の

価格の高騰対策を国のほうで今実施しておるところであります。また、県においても配合飼料の高騰への助成を実施しておる、このような状況にあるものであります。

これにつきましては、先ほどおっしゃいますように、どうしても一時的な対応というような見方にもなるのであります。そういう中で、町といたしましては、先ほど町長からもご答弁申し上げておりますが、短期としては肥料、飼料、あるいは光熱費というような生産資材の高騰に係る助成をすることに加えて、中長期的な観点で申し上げますと、やはりどうしてもそういう影響を受ける、生産の資材等が高騰しますと、どうしても厳しい状況になる、そういう状況があるわけですが、そういう中で、やはり足腰の強い酪農経営を確立していくということが特に重要であると、このようにも認識しておるところであります。

したがって、経営の基盤である粗飼料の需給生産力を高める、向上させるということ、そして良質な粗飼料の生産を図ることを目的といたしましてありますが、牧草地の更新、それから飼料畑への転換を図る支援等々の経費の一部を今後助成する方向で具体的に検討してまいりたいと、このように考えておるものであります。こうした対策につきましては、酪農家のみならず、肉用牛の農家についても同様の部分の課題があると、このようにも捉えておりますので、併せて対策を講じられるように検討してまいりたいと、

このように思っておるところであります。

それから、現在の状況の中で少し変わっているといえますか、対策にも結びつく情報といたしまして、酪農経営の厳しい中に、東北生乳販連であります。7月22日に今年度の乳価について、11月1日からであります。飲用向けと発酵乳向けの用途について、1キロ当たり10円の引上げをされることを決定しておるものであります。年度中のこういう乳価の改定は極めて異例ということと伺っておりますが、今回の粗飼料、物価上昇等を踏まえての乳価の引上げであろうと、このようにも思っておるところであります。

しかしながら、農家の経営を取り巻く状況は、急激な円安の進行、あるいはウクライナの情勢等の影響も受けまして、肥料、飼料、光熱費といった生産資材がかつてないほど高騰しているという状況であります。酪農家の経営を取り巻く環境は一層厳しい状況にあるわけですが、関係者と一体となりまして、英知を結集しまして、この死地を乗り越えていかなければならないと、このように考えておるものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

ここで10時55分まで休憩します。

（休憩時刻 10時40分）

（再開時刻 10時55分）

議長（高宮一明君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続けます。9番、姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

私は、長く続く新型コロナの中で、町民の方々がこらえて生活をする中で、台風が発生し、雨で土砂崩れなどがありまして、お盆前ですので、地区の皆さん、そして消防団の皆さん、そして関係された作業員の方々、誠にご苦労さまでございます。私たち議会としては、9月7日に町内の災害が起きた箇所を巡視します。そしてまた、全部は回れないと思われまますので、よろしくお願ひしたいと。7日に議会としてはやるということに決まっております。

そこで、大雨の災害状況についてでございます。民家にどれぐらいの被害があるのか。

また、県道、町道の被害について伺います。

また、農地の被害どのようになっていますか。

それと、山林の被害はどのようになっているのか。

また、町独自で作業、徐間伐、保育などをやっ

ておりますが、譲与税関係で進めていると思いますが、それはどれぐらいを実施しているのか。

それとあとは、事業種類別に伺います。町独自で除間伐を実施しているのは、恐らくこれから除伐などは大変残っていると思いますが、町全体の森林で除伐、保育間伐事業などが行われて、残っている森林はどれぐらいあるのか伺います。よろしくをお願いします。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの姉帯議員のご質問にお答えを申し上げます。大雨被害の状況について、その中で1点目の民家の被害状況についてというご質問であります。初めに、大雨災害の概要であります。本議会の冒頭でも行政報告をさせていただいたところでありまして、2日間の合計雨量が141ミリとなっており、この豪雨により町内の各所で被害が発生したものであります。

町では、3日早朝の大雨警報の発令と同時に災害警戒本部を立ち上げ、その後馬淵川の水位が上昇し、災害発生リスクが高まったことから、11時40分には災害対策本部に移行し、田子地区より下流の馬淵川流域及び星野地区の住民に対し、警戒レベル4の避難指示をしたものであります。現時点での被害の概況についてであります。短時間の急激な降雨により、小規模河川において流量が

増加をし、このことに伴い土石流や土砂崩れが多発したほか、住家あるいは農業施設への土砂流入や浸水被害が発生したところであります。

ご質問の民家への被害状況についてであります。住家におきましては床下浸水5件、土砂流入が2件となっており、畜舎、小屋、地下作業所などの非住家につきましては床下浸水7件、土砂流入が2件となっております。

次に、2点目の県道、町道の被害状況についてであります。国道につきましては、土砂流出が国道281号、国道340号でそれぞれ2か所発生しており、県道につきましては一戸葛巻線において土砂流出、土砂崩れが5か所発生したものであります。また、町が管理する町道、農道あるいは林道におきましては、土砂流出のほかのり面崩壊など56路線が被害に遭っており、そのうち2路線につきましては生活に影響するほどの被害が出ております。現在国道、県道及び町道等におきまして通行規制はなく、生活に影響はありませんが、農林道の砂利道におきましては、路面流出など、一部通行不能箇所がある状況であります。

次に、3点目の農地の被害状況についてであります。作付種別ごとの被害面積であります。スイートコーンが0.6ヘクタール、デントコーンが1.4ヘクタール、牧草が0.2ヘクタールで、合わせて2.2ヘクタールであります。これに伴う被害農家件数は6戸となっているものであります。

次に、4点目の山林の被害状況についてであります。今回の大雨により、多くの林道や作業道が

被害を受けており、現地確認が極めて困難な状況にある中、現時点で確認できております被害は、植付けして間もない森林における土砂の流入、流出が2か所となっております。町では、引き続き林道、作業道の復旧状況を見ながら、順次被害状況の確認を進めてまいりたいと考えております。

次に、2件目の森林整備事業についてお答えをいたします。1点目の事業種類別の森林整備事業の進捗状況についてであります。森林整備事業につきましては、植付け、下刈り、除間伐、作業道整備などに係る経費の一部を国から補助を受けられる制度が創設されており、当町においては町森林組合が盛岡広域振興局より補助金の交付を直接受け、事業を実施しているものであります。

また、町ではこの事業に対し、町単独補助分としてかさ上げ交付をすることとしており、森林経営計画が作成されている森林については、町のかさ上げ分を含めて最大で85%の補助を受け取ることができるものであります。

そうした中、進捗状況であります。人工林の多くが50年生を迎えており、循環利用に向けた植付けや下刈り作業量が増加する一方で、3齢級以上で実施する除間伐が減少傾向にあり、平成27年以降の平均実績は年間10ヘクタール前後となっております。

一方で、間伐につきましては、非公共事業である林業成長産業化総合対策事業などの国庫補助事業を活用し、一定量の間伐が毎年実施されているところであり、資源の有効活用は図られている

状況にあると認識をいたしております。

次に、2点目の町独自の除間伐事業の実施と、3点目の町全体の森林で除伐、保育間伐事業が行われないまま残っている森林の状況につきましては関連がありますので、併せてお答えを申し上げます。

森林整備事業につきましては、国から県に予算配分され、その予算を市町村に再配分する仕組みとなっておりますが、当町を含む盛岡広域振興局管内におきましては、再生林に係る植付け、下刈りに予算の大部分を配分している状況にあります。

一方で、3齢級以上で実施すべき除伐、保育間伐には予算が配分されていない状況で、令和3年度末時点で約64ヘクタールの森林が未整備となっている実態であります。こうしたことから、町では森林環境譲与税を活用し、新たな除伐、保育間伐に対する町単独の補助制度を国の補助制度と同等の77%の補助率として新たに創設したところであり、今年度は除伐40ヘクタール、保育間伐10ヘクタールを計画しております。

町では、引き続き森林の持つ豊かな資源と公益的な機能が十分に発揮されるよう、適正な森林管理に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

民家の災害にいち早く整備してくれたということで、大変そういうふうな話がいっぱい聞こえてきます。ありがとうございます。

まず、やはり全体が高齢化していますし、また世帯数も減っているわけですが、このような災害が起きたら、町として町民の皆さんがどのような行動をすればよいのか、副町長、よろしくお願いいたします。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

災害が発生した場合、町民の行動をどのようにすればよいかということでございますが、これにつきましてはそれぞれの自主防災隊、各自治会等に設立されておりますが、そういう中で、自治会ごとにも、それぞれの地域内で災害が発生し、あるいは避難しなければならない状況等々につきましては、これまでもそういう方々と対策本部との連携を図りながら、安全な行動といたしますと、早めにそういう情報を対策本部のほうからも、現在も出しておりますので、そういう情報に基づいて、初期の行動を取っていただくというのが基本であると、このように思っております。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

次に、2点目の災害の土砂崩れでございますが、全体の道路のところに土砂が来たわけですが、これを車が通れるようにしてくれたということで、そういう大変喜びの話があります。そういうことで、まず地区の皆さん、そして土木に関係している方、そして恐らく日曜日にもなっていると思いますけれども、役場の方々、本当に頑張ってくれてご苦労さまでございます。

私は、災害指定は63%ぐらいではなかったかなと思っておりますけれども、激甚災害についてはどのようなパーセントになるのでしょうか。

議長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。現在国のほうは、今回の災害を激甚災害に指定する方向で進めているというふうな情報が入っております。まだ具体的には、内容については示されていない状況でございます。

激甚災害に指定された場合ですけれども、国庫負担率が増となりますし、災害査定事務の簡素化が見込まれております。具体的に申しますと、国庫負担率につきましては、通常の災害復旧事業であれば3分の2、66.7%ほどとなっておりますけれども、国庫負担率が増嵩となります。また、国

庫負担額のほかは起債充当となりますけれども、起債のうち 95%が交付税措置ということになりますので、町の実質負担額は災害復旧工事の、およそですけれども、1.7%ぐらいになるかというふうになっております。

ただ、これにつきましては、各激甚災害によりまして算定率等々がございます。そういったことから、まだ具体的な内容については示されておられませんけれども、今後国、県と連携を取りながら、情報を密にしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

私は度忘れしているかもしれませんが、例えば激甚災害で工事が行われると。そして、1か所で工事 60 万下回った場合、町で単独でやらなければならないわけですが、これがどれぐらいあるのか。そして、どのような方向で進めていくのかを副町長からよろしくお願いたします。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。今回の大災害に当たっては、まず国の災害査定、今課長のほうからも答弁

したわけでありますが、この地域が激甚災害に指定される規模の災害であったということでございまして、そういう中で想定しているのは、激甚災害の指定を受けながら、これから災害の基準に合わせて1か所 60 万を上回る部分といたしますか、それについては今お話ししておりますような国の災害対策の支援を受けながら復旧していくということになるものでありますが、それ以外のところでの対応ということでございますが、これについてはまだまだ動いている部分もありますので、箇所数については具体的に何か所ということとは確定しているわけではございませんが、こういう災害につきましては、どうしても町が今後路面の流出の改修等とか、様々な軽易な部分等は既に終わっておるわけでありまして、それ以外のそういう対策を講じなければならない箇所を、調査はしながらであります。自宅への土砂の流出とか、そういう部分については基本的には民家といえますか、所有している方が改修といえますか、作業するというにはなるわけでありまして、とはいいまして今回のような実態も、そういう対応の中では難しい箇所もたくさんございますので、これにつきましては現在町が直接対応している作業員等々の重機、町の重機を活用しながら、そういう除去作業等もしているところでありますし、そういう状況を見ながら対応を現在もしておりますが、今後もしっかりと対応していかなければならないと、このように思っているところであります。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

分かりました。まず、農地のことですが、恐らくどこも農業部分についてはどうにもならないわけですが、今度来る春までには農業をやれるように実施できるのか、工事などができるのかどうか、そこを伺いたいと思います。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。先ほど町長からの答弁でもございましたとおり、農地被害につきまして合わせて2.2ヘクタール、農家戸数が6戸というふうなことでお答えをさせていただきました。

そういう中で、今般9月定例会議の補正予算におきまして、農地等の災害復旧事業費350万円を計上させていただいているものでございます。こちらの事業を活用しまして、来年度までには農地の復旧に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

分かりました。

次にですが、山林の土砂崩れ被害が起きているわけですが、これをどのような線引きで整備されていくところですか。要するに、余ってもいっぱいあるわけですので、例えば赤線とか作業道とか、そういった皆さんは山が崩れたから何とかしてくれないかという方がいっぱいあります。そういうところで、しっかりとした線引きをしながら進めていかなければならないかなと思っておりますので、その点はどのように考えていますか。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。山林の被害ということでございまして、先ほど町長からもございましたが、現時点では現地確認が極めて困難、まだ奥のほうまで入っていけないというふうな状況がございまして、可能な限り早く現地確認を行いまして、そういった崩壊している箇所、あるいは路面が荒れている場所、そういったものを確認しながら、復旧の作業を進めてまいりたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

山ですので、道路みたいに災害が起きた場所は見つからないかもしれません。ですが、徐々に出てきた場合、そのような工事は可能なんですか、時間がたっても、日にちがたっても可能ですかということですか。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。先ほど申し上げましたとおり、現状確認には相当の時間を要するものと認識してございますが、確認次第、可能な限り早期に、早く復旧をしていきたいと、作業を進めていきたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

分かりました。

譲与税で進めています町独自で除伐作業などをやっておりますが、3年ぐらい前から下刈りが5年だったのが3年になっております。そこで、私が見る限りは、11年となれば県とも除伐をやらなければならないわけですが、それは全

くやらさっていない。そしてまた、10年過ぎると植付けする場合に国営保険というものに入るわけですが、それも外れるということで、これをもうちよっと、今も作業されていますが、組合の皆さんと相談をしながら、労務に支障がないぐらいでいいですので、上乘せできないかどうかを考えています。よろしくお願いいたします。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。譲与税を使用した除伐、保育間伐の関係でよろしかったでしょうか。

（「はい」の声あり）

お答えを申し上げます。この除伐、保育間伐事業につきましては、今年度新たに譲与税を活用しました町単独補助事業で創設をしてございます。現在も作業が進んでございます。除伐につきましては40ヘクタール、保育間伐については10ヘクタールを予定しているものでございまして、補助率が77%、補助金額については総額で1,500万円を予定しておりまして、委員おっしゃいますとおり、財源につきましては全額森林環境譲与税を充当するものでございます。

2つの事業につきましては、県の財源不足ということもございまして、令和元年度から実施されていなかった部分でございます。そういった中

で、現在の進捗状況を申し上げたいと思いますが、今年度計画している除伐につきましては40ヘクタール中16.5ヘクタール、41%が既に完了してございます。それから、10ヘクタール予定しております保育間伐につきましてはまだ着手しておりませんで、これから事業に着手をし、年度内完了を見込んでいるものでございます。

以上でございます。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

分かりました。

何点か戻るわけでございますが、一番は道路に土砂が来ているわけでございますが、冬場に支障のないように除去していただきたい。そして、山林のことについては、もうすぐ冬ですので、早めな作業、順番制というか、やらなければならないところを先立てていただきたい、こういうふうをお願いしたいわけでございますが、この件については建設水道課と農林環境エネルギー課のほうにお願いしたいわけでございますが、どのように考えていますか。

議長（高宮一明君）

建設水道課長。

建設水道課長（和野康弘君）

お答え申し上げます。まず、道路につきましては、先ほど副町長からもお話がございました、現地のほうを精査しているといえますか、調査しながら今進めている状況でございます。早急に現場のほうを確認いたしまして、雪降る前に特に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

農林課のほうは、山はすぐに冬になりますので、作業されている部分を聞きながら、道路などを整備していただかなければならないと思いますが、この点についてどのように考えていますか。

議長（高宮一明君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。先般の大雨によりまして、多くの作業道等が崩壊、あるいは路面流出しているものと認識をしております。繰り返しになりますが、現時点で全容の解明がまだ把握ができていない状況でございます。議員おっしゃいますとおり、冬場に向けて早期に関係機関、森林組合あるいは町の職員と併せまして、早期の対応を

検討してまいりたいと考えてございます。よろしくをお願いします。

議長（高宮一明君）

姉帯春治君。

9番（姉帯春治君）

まず、私の一般質問は終わりたいなと思っております。ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

議長（高宮一明君）

これで姉帯春治君の一般質問を終わります。

一般質問を続けます。5番、柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

令和4年9月定例会の一般質問最後となる3人目の柴田勇雄です。今事一般質問では、次の2項目についてお尋ねをいたします。

最初に、決算から見た町財政運営の今昔と中期展望等について伺います。毎年3月は予算議会、9月は決算議会と呼ばれ、議会が開かれております。決算は、歳入歳出予算に基づく収入と支出の結果を集計した計算書です。また、予算を執行した結果、どのような成果を上げたかを示す重要な成果報告書でもあります。

決算認定制度は地方自治法に規定されており、町長はその年度の主要施策の成果説明書をはじめ、所定の書類を議会に提出することになってお

ります。決算認定制度の中で最も重要な意義は、行政効果の客観的判断と今後の改善や反省事項の把握と活用であると言われております。決算は、ただ単に認定して終わりではなく、その結果を町の財政運営の一層の健全化と適正化に役立terという将来に向けての前向きな姿勢こそが極めて重要と考えます。

今回の令和3年度決算審査に当たっては、前年度との対比だけでなく、鈴木町長就任最初の決算調整となった平成20年度決算との主な数値の比較分析を私なりに行ってみました。

まず、町を構成する人口ですが、平成20年は7,870人です。令和3年は5,760人でありまして、14年間に2,108人の大幅減で、減少率27%です。人口減少に伴う少子高齢化、過疎化が加速された実態にあります。また、将来人口推計では、8年後の2030年、令和12年になりますが、にはさらに減少が進み、4,803人になると予測されております。

人口減少が進む中にあるの当初予算規模比較では、平成20年度当初予算は48億1,765万円、令和3年度当初予算は65億3,699万円です。17億1,934万円、36%の増で、予算の大型化が進んでいる内容となっております。歳入決算では、20年度55億5,343万円、3年度92億5,002万円です。36億9,659万円、67%の増となっております。歳出決算では、20年度51億5,550万円、3年度89億610万円です。37億5,060万円、73%の増で、当初予算額と歳入歳出決算額との増減比較で

は、数値がさらに大きくなっております。

自主財源の根幹をなす町税では、20年度4億9,782万円、3年度5億9,298万円です。9,516万円、19%の増でございますが、ただこのうち町民税にあつては、20年度1億9,007万円、3年度は1億8,325万円で、僅かながら落ち込んでおります。682万円マイナスの4%の減の状況になっております。

依存財源で、町の命の綱で歳入の対象となる地方交付税では、20年度31億2,200万円、3年度は36億1,400万円です。5億1,900万円、14%の右肩上がりの増の状況となっております。

次に、主な財政指標から見た数値分析では、地方交付税の下で財源保障の対象となる標準的な一般財源の規模を示す標準財政規模は、20年度37億1,310万円、3年度43億3,430万円です。6億2,120万円、17%の増です。国が各種財政援助措置を行う場合の財政力の判断指数となる財政力指数は、20年度、3年度とも0.17の低い水準で、県内町村下位グループです。

町が自ら調達することができる財源、自主財源ですが、町税、財産収入とか、繰越金等でございますが、歳入総額の何%であるかを示す自主財源比率は20年度18.9%です。3年度22.9%です。やや横ばいの状態ですが、県内町村下位のグループになっております。

一般会計、特別会計の公債費を合わせた実質的な公債費相当額3か年平均の割合を示す実質公債費比率は、20年度16.8%、3年度8.3%へと改

善となっております。この数値は、実質公債費比率は、県内町村では上位グループになっております。

基金への積立て状況を表し、標準財政規模分の積立金現在価で示す積立金現在高比率は、20年度33.5%、3年度147.6%と超大幅アップとなっております。現に基金積立額で見ますと、20年度、財政基金等の基金で12億4,359万円でした。3年度の財政調整基金ほか、この3年度分については、21年度から公共施設等整備基金、あるいは元年度から森林環境譲与税がそれぞれ創設されております。3年度財政調整基金ほか12基金で63億9,608万円、実に51億5,249万円の増積立てとなっております。中でも特筆される公共施設等整備基金は、33億7,580万円の現在高の実態にあります。

このような決算状況にあります。次の町財政運営の展望等についてお尋ねをいたします。

1つ目に、鈴木町長就任当時の平成20年度一般会計決算と、今議会で審査する令和3年度一般会計決算を比較しての財政運営所見を伺います。

2つ目に、当初予算額と決算額では大きな数値の乖離が生じておりますが、その要因について伺います。

3つ目に、町財政の要となる普通交付税の動向と今後の見通しについて伺います。

4つ目に、令和3年度末の地方債償還総額、約90億円と私の方から申し上げておりましたが、今回の決算書の中身を確認いたしましたところ 95

億円になっておりましたので、95 億円の現在高と申し上げさせていただきますが、交付税措置が講じられた場合における軽減償還総額について伺います。

5つ目の、将来の財政負担を軽くするため、起債する場合の留意事項について伺います。

6つ目に、財政指標改善の中で一際目立つ積立金現在高比率ですが、高率になった経緯と今後の積立て見通し、活用方策について伺います。

7つ目に、多額に上る繰越金への対応方策について伺います。

8つ目に、今後の行財政改革への取組方策について伺います。

次に、2項目めの聴覚障がい者等への支援について伺います。全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するために、情報の十分な取得、利用、円滑な意思疎通が極めて重要なことから、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、通称障害者情報アクセシビリティ法と呼んでいるようでございますが、という長いこの法律が3か月前の令和4年5月29日から施行されている観点からの質問です。

身体障害者手帳を持っている難聴児者の方々には、障害者総合支援法に基づく舗装用具、補聴器の購入費の助成が整備されているようです。その一方、身体障害者手帳の交付対象とならない比較的軽度の難聴の方への助成がないことから、児童の言語発達の機会を損なわないよう、また高齢者においては生活の質の向上等を図る上から、各

市町村による独自の助成制度の整備が全国的に広まっているようであります。

聴力は、30歳代から低下し始め、加齢とともに徐々に聴覚機能が減退し、65歳を過ぎると高齢者難聴の人口割合が急激に増加すると言われております。しかし、高齢者は自分は普通に聞こえていると、難聴を受け入れ難い頑固な体質の方もいるとされております。

難聴は、足腰や目の衰えに比べ、周囲の人から見えにくい障がいなので、本人がどう困っているかを理解されにくい問題もあるようです。一般的に、70歳を超えると聴力が軽度難聴から中等度難聴レベルまで経過し、65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩むなど、様々な社会生活に支障を来すことが指摘されております。

難聴になると、次のような影響が出て出ると言われております。1つ目に認知症発症のリスクを大きくする、2つ目に社会的に孤立し鬱状態に陥ることもある、3つ目に必要な音が聞こえず社会生活に影響を及ぼす、4つ目に家族や友人とのコミュニケーションがうまくいなくなる、5つ目に危険を察知する能力が低下するなどなどが挙げられますが、当町の聴覚障がい者等への支援について、次の事項をお尋ねいたします。

1つ目に、聴覚障がい者に対する過去5年間の身体障害者手帳所持者数の推移について伺います。

2つ目に、聴覚障がい者に対する町の支援の現

状と今後の課題について伺います。

3つ目に、認知症へのリスクが高いと言われる軽度の難聴者に対する補聴器購入への町単補助制度創設の考えについて伺います。

以上、1回目の質問といたします。

議長（高宮一明君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの質問にお答えをいたします。決算から見た町財政運営の今昔と中期展望についての中で、1点目の平成20年度一般会計決算と、今議会で審査する令和3年度一般会計決算を比較しての財政運営所見についてであります。

当時、平成12年の地方分権一括法の施行を受けまして、国の主導の下、平成の大合併が強行に推し進められ、その後平成16年度には三位一体改革によりまして、地方交付税の削減、国庫補助金の見直しなど、地方自治体におきましては財政面での経営に大きな影響を受けた時期でありました。特に平成12年から8年間は、町にとっても最も厳しかった時期であります。公共事業の抑制はもとよりであります。職員の削減、給与カットをはじめとした行財政改革に取り組んでまいったものであります。

そうした時期に、町民の声としましても、合併も視野に入れるという考えの方もございましたし、また葛巻病院も、診療所化も考えなければな

らないのではないかと一部の声もあったものであります。私は町村合併はせずに自立した町を目指しますということ、それからまた葛巻病院もしっかりとベッド数も維持しながら、病院として存続させますということを公約にしながら、鋭意取り組んでまいったところであります。

そうした中、平成20年度における決算額は51億5,600万円でありましたが、令和3年度の決算額は89億600万円、その差は37億5,000万円となるものであります。これは、平成17年度以降に取り組んできた行財政改革の成果が今の行財政運営により影響を及ぼしているものであり、結果町単独で実施している子育て支援、あるいは葛巻高校に対する支援、あるいは移住・定住対策、そしてさらには新庁舎建設などの公共施設整備が展開できるものと認識をいたしております。

次に、2点目の当初予算額と決算額で大きな数値乖離が生ずる要因についてであります。予算ベースでは、当初で65億3,700万円に對しまして、決算が107億9,000万円、42億5,300万円、65%の増であります。そのうち前年度からの繰越事業分が22億であります。22億が前年度からの繰越しであります。実質的には20億円程度でありまして、30%ほどの増となるものであります。

主な内訳であります。新庁舎建設事業費4億円、高齢者福祉施設整備事業5億円、基金積立金10億円で、そのほとんどが公共施設整備に関連した経費となっているものであります。一方で、予

算に対する執行率は83%であります。うち令和4年度への繰越額を除いた実質的な執行率は93%となっているものでありまして、令和3年度においてはおおむね適正な水準であったものと捉えております。

また、執行率が適正化された要因としましては、庁内全体で事業実績見込みの精査に取り組み、予算執行残などの不用額の減額補正を行ったことなどによるものと認識をいたしております。

次に、3点目の町財政の要となる普通交付税の動向と見直しについてであります。令和2年度以降、普通交付税の原資となる国の税収が2年連続で過去最高となり、令和4年度も高水準の税収が見込まれていることから、普通交付税に係る財源不足が解消されたことによる臨時財政対策債振替額が減少し、総体的に普通交付税額が増加しております。

国では、骨太の方針2021において、2022年度から2024年度までの3年間は、2021年の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしておりますことから、2024年度までの普通交付税につきましては、今年度と同等規模が配分されるものと想定をいたしております。

また、当町においてこれまで実施してきております施設整備などに係る地方債の償還が本格化してくることにより、普通交付税の算定基礎となる公債費が増加するため、当面は交付額が増加していくものと見込んでおります。

次に、4点目の交付税措置が講じられた場合に

おける軽減償還総額についてであります。令和3年度末時点における地方債残高に係る元利償還金の総額は96億4,900万となっており、そのうち3分の2に相当する62億7,200万が普通交付税で措置される見込みであります。このことから、町の実質的な負担額は残る3分の1に相当する額であり、33億3,700万円程度となるものであります。

次に、5点目の将来の財政負担を軽くするため起債する際の留意事項についてであります。これまでも町におきましては、事業への充当率、あるいは元利償還金に対する交付税措置率など有利な地方債の活用を前提としつつ、借入れと償還のバランス、あるいは地方債残高の抑制などに留意しながら、財源確保に取り組んできたところであります。

また、町総合計画のほか、過疎計画、辺地計画などにより、充当財源の調整や財政負担の平準化などのほか、将来的な負担についても意識し、慎重な事業実施に努めているところであります。

次に、6点目の積立金現在高比率が高率に至った経緯と今後の積立て見通し、活用方策についてであります。町では、平成17年度から行財政改革の取組により、住民との協働のまちづくりを推進し、行政サービスの水準を維持しつつも、厳しい歳出削減と効率化を図ることで、行政コストを抑制したスリムな行財政基盤を確立してきたところであります。

一方で、昭和40年代に整備した社会基盤の老

朽化対策が全国的にも課題となっていたことから、当町におきましてもその対策を講じるべく行財政改革で得た成果を活用し、基金の造成、積み増しに取り組むこととしたところであります。特にも当町においては、有利な充当財源がない庁舎建設や企業会計の負担軽減のため、病院建設や水道施設整備などの地方債償還財源に充当する目的で積み増しをしてきたため、比率が高くなったものであります。

今後の積立で見通しと活用策についてであります。先ほどお話をいたしましたとおり、公共施設整備基金につきましては、新庁舎、新病院、そして水道施設などの地方債償還財源として確保してきたものでありまして、本の償還開始に伴い、残高は年々減少していくこととなるものであります。一方で、その他の公共施設の老朽化に伴う再整備事業、あるいは人口減少対策や地方創生のための施策など、多くの行政課題が残されていることから、解決に向けた財源確保も重要であると認識をいたしております。

このことから、行政サービスの水準を維持し、町勢発展のために必要な事業を展開していくための基金、あるいは将来の負担に備えた基金などの積み増しは重要であると考えており、基金のみならず、町税をはじめとした自主財源の確保などにも努めてまいりたいと思っております。

次に、7点目の多額に上る繰越金への対応策についてであります。令和3年度におきましては、

議会3月定例会議の補正予算において執行残などの精査を行い、余剰財源の各種基金に積み立てるなどの整理を行ったほか、特別交付税3月算定分の確定を受け、議会3月会議におきましても同様の整理を行わせていただいたところであります。このことにより、翌年度への繰越金を圧縮したところでありますが、純繰越金につきましては、翌年度の補正財源としての活用が見込まれるものであり、円滑で安定的な財政運営を行うためには、一定の繰越金が必要となるものであります。

次に、8点目の今後の行財政改革への取組方策についてであります。平成28年度以降、新たな行政改革大綱は策定しておりませんが、平成27年度までの取組で培った行政コストの圧縮、あるいは費用対効果などの考えは引き続き継続した中で、行財政運営に取り組んでいるところであります。また、行財政改革につきましては、町が抱える行財政に係る課題を解決するために取り組むものであり、社会情勢や社会経済の大きな変化に影響を受けるものであります。

現在町において、安定的な行財政運営ができていると認識しており、喫緊に行財政改革に取り組む必要があるとは思っておりません。しかしながら、目まぐるしく変化する社会情勢や社会経済の今後の動向に注視するとともに、時期を逸することのないよう新たな行政ニーズに対し、柔軟かつ適切、的確に取り組める体制を整えてまいりたいと考えております。

次に、2件目の聴覚障がい者等への支援についてであります。聴覚障がい者に対する過去5年間の身体障害者手帳所持者数の推移についてお答えをいたします。聴覚障がい者の過去5年間ににおける身体障害者手帳の所持者数は、順に平成29年度47名、平成30年度46名、令和元年度45名、令和2年度42名、令和3年度45名で、ほぼ横ばいで推移しているところであります。

2点目の聴覚障がい者に対する町の支援の現状と今後の課題についてであります。町では、障害者総合支援法や児童福祉法に定められた基準に基づき、身体障害者手帳の交付基準の聴覚障害6級以上の方を対象に、補聴器の購入、修理に対する助成を行っているところであり、過去5年間の給付実績は17件となっているところであります。また、補聴器の購入、修理の助成のほかに、聴覚障がいを軽減するために必要な手術等に係る費用の一部助成、聴覚障害者屋内信号装置等の支援器具の給付費用、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣費用の給付などの制度が整備されている状況にあります。

今後の課題であります。聴覚障がい者の特徴として、言語障害を重複している場合が多く、こうした方々に暮らしやすくなるために充実してほしいことを伺いますと、情報を得るため、自分の考えを伝えるための手段の確保を上げております。こうしたことから、町では町民の皆さんのニーズを踏まえ、関係機関との連携を図りながら、課題解決に向けた取組をさらに進めてまいり

たいと考えているところであります。

次に、3点目の認知症へのリスクが高いと言われる軽度の難聴者に対する補聴器購入への町単独補助制度の創設についてであります。身体障害者手帳の交付対象外、あるいは18歳未満で聴覚障がいがある方につきましては、岩手県の事業として補聴器購入助成制度が創設されているほか、大船渡市、九戸村、遠野市では、それぞれ単独事業による補助制度が整備をされております。そうした中、令和3年10月の県議会におきまして、県独自の支援制度や国への公的支援制度の創設に対する請願や意見書が採択されていることから、町では今後の動向を注視しているところであります。

また、認知症のリスクにつきましては、聴覚障がいのみならず、ADLの低下、視覚障がい、歯周病など多くの要因が存在することから、総合的な検討対応について協議してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

どうも答弁ありがとうございました。

まず最初に、決算状況の関係でも丁寧な説明をいただきました。ありがとうございました。まず、現在このような財政状況、私から見れば、町財政が今一番運営しやすい時期ではないかなと、この

ように思っているわけですが、ただこれまで到達するのにどのようなご苦労があったのかというようにも含めた形で、町長から財政運営の所見を伺ったところでございまして、14年も、15年も、20年ぐらい前から、恐らく当時の三位一体計画に関わる町独自の行財政改革が推進され、こういったようなこともややもすれば私どもはじめ、町民の方もあるいは忘れかけているというふうな形で、あえて質問させていただきました。

このような、それこそ行財政の大なたを振った改革で、今のようなこういったような基金の積立になっているということもお分かりになった方も多んじゃないかなと、私もその一人として、そう思っているわけですが、こういったような形で、現在の好転する財政運営になっているなというようにも確認をさせていただきました。

そしてまた、地方債の関係でございますが、実際先ほど96億とおっしゃってございましたけれども、3年度末の決算書を見ますと約95億というように形でございますけれども、それをいわゆる交付税措置等した後の実際の現在高となりますと、33億円となるというふうなお話も伺いました。

これについても、何となく95億、多額だなというふうな感じを受けますけれども、この背景には交付税措置でバックされるというようなことでの、実質的には33億円にするというような形になりますと、また借金をしていく上でも、大分その姿勢が違うのかなと。そしてまた、理解も得られるの

かなというようなこともございましたので、あえて伺わせていただきました。地方債ですので、借金ですので、借りたものは必ずお返ししなければならない。それからまた、返さなくても国税で自然に交付されるというふうな事情等もありまして、ふだん我々の生活の中ではあり得ないような感じの財政構造になっているというようなことも分かっていたらばなというふうなことで、あえてこういったような質問をさせていただきました。

そこで、伺わせていただきたいと思いますが、現在この地方債、起債でございますが、新庁舎をはじめとした大型事業等が行われ、終わった後、恐らく3年後ぐらいからまた償還が始まってくるのじゃないのかなと思いますけれども、令和4年度の事業は全部終わっていないわけでございますけれども、こういったような大型事業を終えた後の地方債の元利償還金のピークはどのような形になるのか、お知らせいただきたいと思えます。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。地方債の関係でございますが、現在トータルで、令和3年度95億ほどに現在高がなっておるわけですが、そういう中に、この残高がどんどん増えてきているという状

況については、先ほど町長からも答弁申し上げましたように、大型の公共施設整備、病院あるいは役場庁舎、それから水道事業等々が含まれているわけではありますが、そういう中で、現在償還のピークという部分を令和8年度、7年から8年を見ておるところでございますが、実質公債費比率でありますけれども、今年度といたしますか、令和3年度8.3という状況で、極めて状況としてはいい状況にはあるわけではありますが、これから急激に公債費がどんどん増えてまいりますので、そうしますと15%を過ぎる、18%になりますと一部の制限を受けてということにもなるわけですので、そういう状況等を勘案しながらではありますが、現在減債基金等に剰余金等を積立てもしながら、またそれを繰上償還ということで、ここ3年ほど前からそういう対策も進めておりまして、今年度は4年目に入るわけではありますが、そういう状況等でピーク時をしっかりと、そういう状況にならないように進めるために、現在減災基金等も有効に活用しながら、その対応をしているという状況であるということをご理解賜りたいと思います。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

この件については、よく分かりました。

次に、地方債の借入の状況なんでございます

が、過疎対策事業の決算の説明書の中にあるわけですが、過疎対策事業だけはハード分とソフト分の事業名が載っておりますので、すぐ分かりやすいんですが、その他はほとんどハード分というふうに理解はしておりますけれども、過疎対策事業、ソフト事業がやれるというふうなこともあるでしょうけれども、ハード分とソフト分の事業を比べてみた場合、もう少しソフト事業量があっても不思議ではないのではないのかなと。住民の生活に直結したソフト事業を何か選択すべきではないのかなと思うわけではありますが、こういったような地方債の借入の状況の中で、こういったようなことが少し議論されてもよろしいのかなと思うんでございますが、ソフト分の事業に少し力を入れたらどうかという意見でございますが、どのような視点をお持ちなのか、お答えをいただければありがたいなと思います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えいたします。現在は、ハード事業あるいはソフト事業ということで、ほとんどがハード事業の起債というのが多かったわけではありますが、数年前から過疎債によるソフト事業が充当できるような制度に見直されましたことから、それ以降過疎債によるソフト事業も進めておるものがあります。

そういう中で、分かりやすく申しますと、令和3年度で発行いたしました地方債であります、17億ほどあったわけでありましたが、その中で役場庁舎等あるいは道路、あるいは橋梁、インフラ整備等々がございまして、特にその中からソフト事業という部分について、どの程度事業として見込んでおったかというところをお話ししますと、産業の振興に係る部分として1億9,000万ほど、それから教育、福祉、その他住民の生活に密接に係る整備、それからソフト事業ということになるわけでありましたが、ソフトはそういう中で8,500万ほど起債をしておるものであります。これは、ソフトの部分については基準がございまして、標準財政規模から一定の比率によって当町の配分が決まっておるものであります。限度額が決まっておるものであります。ここ四、五年の状況を見ますと、8,000万から9,000万が町のソフト事業に充てることのできる起債の上限ということになっておるものであります。

そういう中で、どういうものにこれまで活用してきたかといいますと、ソフト事業を毎年実施しておりますが、令和3年度においての状況でお話をさせていただきますが、100円バスの実施に係るバス路線運行、そしてまた拡大支援等々の事業にソフトの起債を起こしておりますし、それから各地域の主体的な活動、これは地域コミュニティーということで、自治会の活動交付金、協働のまちづくりの推進事業費もそのソフト事業を充てております。

それから、安心して子育てできる環境づくりに向けた児童生徒の医療助成の事業です。それから、妊婦さんといいますか、マタニティライフサポート事業、それからそのほかにぬくもり助成事業、冬期間の寒い時期の灯油等に向けて長く支援してきておりますが、そういったふうな事業、さらには水洗化の普及事業、これについては一般、それから高齢者の方々に対する手厚い支援もさらにしてきているわけで、一定の基準の高齢者については3分の2、それから一般の方々には2分の1というようなことの助成をする、その財源にも充てているということでございまして、令和3年度においては15事業で8,500万ということになっております。

ただ、それだけではございません。地域づくり振興基金、これにつきましても同じような考え方で、住民に直結する生活の向上といいますか、そういう部分に向けての考え方で充当してきておりまして、特に小中学校の就学費用の一部を助成する学び輝く人づくりの事業、これは小学校1年生から中学3年生までであります、係る一定の基準を国の試算等々を参考にしながら、その70%を支援している財源にも充てているものであります。

それから、人材確保という観点の中では、今医療技術者、看護師等職員の養成、修学資金制度がありますが、これを活用していただいている方もございますが、そういった事業にも充てておりますし、もう一つは今まちなかのにぎわいの創出

という観点の中でここ六、七年取り組んでおりますが、2分の1の交付金も受けながら、さらにはそこに地域づくり振興基金等々を充当いたしまして、そういう住民の身近な生活の向上に結びつくソフト事業を実施しておるところであります。

そういう中で、地域づくり事業のほうに、基金につきましては8事業で6,500万ほどになっておりまして、トータルでいきますと過疎ソフト、それから地域づくり振興基金合わせまして1億5,000万ほどのソフト事業といたしますか、積極的に事業を進めながら、住民の安心安全、そういったふうなものにも結びつくようなソフトの事業を計画しながら、毎年充当しているところであります。

以上であります。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

ソフト事業もやっていますというふうな、そういうふうな答弁内容でございますが、枠もあるというふうなことも承知しております。いずれ地方債を導入する際には、基金との関わりも非常に出てくるわけですが、財源対策として主に主要4基金と言われる財政調整、町債減災、地域づくり振興、公共施設等の整備、この4つが主体となった基金なわけですが、この中で最近よく使われているのは町債の減債基金で繰上償還やっています

ね。それから、公共施設等については、新庁舎等にも入っておりますけれども、もう少し財政調整とか、先ほどは地域づくり振興基金からも使えますよというふうな話ありましたけれども、もう少し財政調整基金とか地域づくり振興基金の活用方策を図るべきではないのかなというふうに、先ほどのご意見聞いて大体は分かりましたけども、こういったようなものを大いに活用方策をして、使うときには使って、そしてまたこれに戻入れをするとか、そういうふうな工夫をすべきではないのかなと思いますが、財政調整基金と地域づくり振興基金については、私は疑問点がありましたので、もう一度この活用方策をお伺いしたいと思います。

議長（高宮一明君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。今回のご質問は、財政調整基金と地域づくり振興基金ということでございますが、財政調整基金につきましては、突発的な災害等、想定できない災害等に柔軟に対応できるような財源としての確保というのが第一でありますし、また大きく考えたときには、財政が厳しい状況に陥った際等々に活用する基金ということでもあります。

そういう中で、今回の令和4年の8月2日、3日の災害があったわけでありまして、その際に今

回の専決処分として3,800万ほどでありますし、それからその事業のある程度の事業費の確定をしながら、1億を超える約1億1,000万ほどにトータルではなるわけではありますが、7,500万ほどでありましたが、今回の9月の補正をお願いしているものであります。これにつきましては目的に沿って財政調整基金を取り崩し、それに充当するというような、そういう計上をさせていただいておるものでありまして、時期、時期にそういう目的に合わせて活用をしてみたいと、このように考えておるものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、地域づくり振興基金であります。これにつきましては幅広くソフト的な事業、あるいは町の、先ほど話ありましたが、優先的には国のそういう財源措置が優位なもの等を優先的に活用した上で、地域づくり振興基金については、なお単独事業として事業を考えていく組立ての中で充当しておるものであります。

先ほども申し上げましたように、地域づくり振興基金につきましては、葛巻型DMOの関係であったり、あるいは学び輝く人づくりであったり、そういう他にない対策等を講じているわけですが、そういうもの等に重点的に活用させていただきながら、今後もそうでありまして、一層取り巻く環境が厳しい中でも、安心安全に住民の皆さんにサービスが提供できるように、そういう視点での事業を創出しながら、今後も地域振興基金を有効に活用しながら、住民の生活の向上に結

びつく事業を起こしてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

まず、今のような姿勢で、基金の運用についてはやっていただければなというふうに思っているところでございます。

次に、軽度の難聴者に対する補聴器の購入の件でございますが、県内でこのように軽度の難聴者の補聴器助成措置をやっている事例はどのぐらいあるかご存じでしょうか。お知らせいただければありがたいです。

議長（高宮一明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（触沢誉君）

お答えをいたします。県内の補聴器補助の状況でございますが、18歳以上の軽度難聴者に対する補助、九戸村及び大船渡市でそれぞれ実施しているところでございますし、また60歳以上の軽度難聴者への助成につきましては遠野市さんのほうで実施をされておることと伺っております。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

についてご検討いただいて、早期実現を図れるよう要望を申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

5番（柴田勇雄君）

分かりました。今回の障がい者の情報の法律ができたこと等もございますので、ぜひ当町でも軽度難聴者に対する補聴器の購入の助成をすべきではないのかなと私は思いますが、もう一度お答えをいただきたいと思います。

議長（高宮一明君）

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。議事の都合により明日9月6日から8日の3日間を休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

議長（高宮一明君）

健康福祉課長。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、9月6日から8日の3日間を休会することに決定しました。

健康福祉課長（触沢誉君）

お答えをいたします。先ほど町長の答弁にもございましたとおり、昨年10月の県議会のほうで県独自の支援制度、あるいは国への公的支援制度の創設に対する請願あるいは意見書が採択されたところでございますが、繰り返しの答弁になりますが、町では今後国、県などの動向を注視しながら、検討を進めてまいりたいというふうを考えてございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、議案審査のため、明日6日は輝くふるさと常任委員会を開催しますので、お知らせします。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（散会時刻 12時27分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確なことを認め、ここに署名する。

議長（高宮一明君）

柴田勇雄君。

令和 年 月 日

葛巻町議会議長

5番（柴田勇雄君）

まず、早急に軽度の難聴者に対する助成措置等

葛卷町議会議員

葛卷町議会議員